



低所得世帯緊急支援給付金

～低所得世帯に対し、一世帯当たり3万円の支給～

食料品等の物価高騰の影響を受けた低所得の世帯に対し、生活支援のため、一世帯当たり3万円の緊急支援給付金を支給します。

■対象者

- (1) 令和5年度住民税非課税世帯 9,000世帯（見込み）
- (2) 家計急変世帯 300世帯（見込み）

■支給額

一世帯当たり一律3万円

■支給方法

- (1) 指定する口座（令和4年度の住民税非課税世帯等緊急支援給付金（5万円給付金）と同じ口座）へのプッシュ型給付（申請不要）
- (2) 家計急変世帯及び口座登録がない世帯については、申請に基づき、口座へ振り込む。

■支給時期

- (1) の場合 7月中
- (2) の場合 随時

■予算措置

低所得世帯緊急支援給付金給付事業 290,530千円

（国庫補助金等 188,906千円）

問合せ	市民福祉部社会福祉課 担当：宇賀神（うがじん） 052-603-2211、0562-33-1111（内線128）
-----	--